

令和6年度三重県立看護大学同窓会本部定期総会

議案第1号 令和5年度三重県立看護大学同窓会活動報告について報告した

活動実績	内 容
5月13日	・本部役員会
6月24日	・本部役員会
7月9日	・本部総会開催
10月14日	・本部役員会
令和6年1月30日	・令和5年度卒業生への加入説明会 卒業生へ蛍光マーカー寄贈
2月3日	・本部役員会
3月2日	・第1回三重県立看護大学同窓会講演会開催
3月16日	・令和5年度卒業証書・学位記授与式出席
3月18日	・地域交流センターとの打合せ

議案第2号 令和5年度三重県立看護大学同窓会歳入歳出決算について報告した。

議案第3号 令和6年度三重県立看護大学同窓会執行部役員について報告

議案第4号 令和6年度三重県立看護大学同窓会事業計画（案）について報告した。

- ・役員会：年6回 原則として偶数月に開催する その他は適宜必要時に開催する
- ・地域交流センターとの定期会議：年1回
- ・本部総会の開催
- ・同窓会主催の講演会の開催（3月1日）

議案第5号 令和6年度三重県立看護大学同窓会本部歳入歳出予算（案）について報告した。

議案第6号 三重県立看護大学同窓会会則の改正について報告し承認された。

現行（改正前）	改正後
（個人情報の取り扱い）第15条 本会が登録している個人情報は、氏名、連絡先住所、電話番号、卒業年度等。	（個人情報の取り扱い）第15条 本会が登録している個人情報は、氏名、連絡先住所、電話番号、 <u>メールアドレス</u> 、卒業年度等。
（雑則）第16条 会員に対し、文書による連絡を行った場合連絡経費については本会会計より支給する。但し、電話、電子メールによる連絡費については本会会計からの支給は行わない。	（雑則）第16条 会員に対し、文書による連絡を行った場合連絡経費については本会会計より支給する。但し、電話、電子メールによる連絡費については本会会計からの支給は行わない。

議案第7号 三重県立看護大学同窓会クラス会開催支援規定の改正について報告し承認された

現行（改正前）	改正後
<p>（交付条件）第2条 開催支援を受けることができるのは、下記のすべての条件に該当する場合に限る。</p> <p>1）開催されるクラス会が、同期生全員を対象としたものである。</p> <p>2）開催支援申請が、同窓会に登録された学年代表委員（同窓会委員）による行われる。</p>	<p>（交付条件）第2条 開催支援を受けることができるのは、下記のすべての条件に該当する場合に限る。</p> <p>1）<u>開催支援申請は、同窓会に登録された代表者1名により行われる。</u></p> <p>2）<u>出席者は5名以上である。</u></p> <p>3）<u>同窓会ホームページおよび会報誌へのクラス会開催に関する掲載に同意する。</u></p> <p>4）<u>開催支援に関する申請および報告に関する手続きをすべて満たす場合。</u></p>
<p>（支援内容）第3条 支援内容は下記項目とする。</p> <p>1）開催支援金は、参加者一人当たり¥500とする。ただし、出席者が10名に満たない場合は、支払わない。</p> <p>2）同窓会に登録されている同期生の宛名ラベルの作成。</p> <p>3）同窓会ホームページおよびブログへの掲載。 本項目は必須項目とする。</p>	<p>（支援内容）第3条 支援内容は下記項目とする。</p> <p>1）開催支援金は、<u>同窓会加入者一人当たり500円</u>とする。</p>
<p>（申請）第4条 クラス会開催支援申請書（様式5）を用い、開催日の3ヶ月以上前に同窓会本部へ申請するものとする。（開催日、開催場所が決定していない場合は、開催月、開催エリアを記載し、決定次第速やかに同窓会本部へ連絡する）</p>	<p>（申請）第4条 クラス会開催支援申請書を用い、開催日のおおよそ1か月前を目途に申請するものとする。（開催月、開催エリアを記載し、決定次第速やかに連絡する） なお、申請は郵送またはメールで行う。</p>
<p>（報告）第5条 開催終了後は、速やかに同窓会本部へ下記の報告を行わなければならない。</p> <p>1）クラス会開催報告書（様式6）</p> <p>2）氏名、住所、職種、職場名を記載した出席者リスト</p> <p>3）領収書（コピー可）</p> <p>4）集合写真（画像データ）</p>	<p>（報告）第5条 開催終了後は、速やかに同窓会本部へ下記の報告を行わなければならない。</p> <p>1）クラス会開催報告書</p> <p>2）領収書（日時および場所の確認ができるもの）</p> <p>3）集合写真（画像データ）</p> <p>上記報告は、郵送またはメールで行う。</p>